

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成19年1月11日付け教指第1205号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が開示しない成績関連表は、調査書のいわゆる内申点と学力検査の得点との関連表であり、「県内国公立中学校に在籍する受検者のうち、5教科すべてを受検したものについて、該当欄にその人数を記入する」のであるから、これを開示することによって「各高等学校の序列化や予断、偏見を助長するおそれ」が生ずるとは考えられない。
- (2) 入学者の選抜は「調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う」（学校教育法施行規則第59条）ものであるから、選抜資料の一部でしかない学力検査の最高点・最低点・平均点等が明らかになったとしても「序列化」を助長するおそれはない。また、これらも客観的なデータであるから、不正な入学者選抜が行われていない限りにおいて、各高等学校に対する予断や偏見を助長することもない。
- (3) 入学者選抜事務の目的は、言うまでもなく各高等学校への入学を許可する生徒を選抜するためである。したがって、目的達成のための手法においては、各高等学校の校長が入学を許可するにあたり、公教育にふさわしい入学者選抜が求められる。すなわち、不正を排除し、遺漏や過誤をなくす方法をとる必要がある。そうすると、入学者選抜事務と「各高等学校の序列化や予断、偏見」は全く関係のないことである。
- (4) 「各高等学校の序列化や予断、偏見」が問題となるのは、教育行政の施策の問題なのであって、入学者選抜事務に何の支障も与えない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求及び特定について

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)に基づき、平成18年12月18日付けで、平成18年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施細目(以下「実施細目」という。)に基づき、

全日制普通課程を有する高等学校から収受した全ての文書の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に対し、対象行政文書として次の文書を特定した。

ア 平成18年度公立高等学校入学志願者確定数一覧（様式20の報道発表用資料）

イ 平成18年度公立高等学校受検者状況学科別一覧（様式23の報道発表用資料）

ウ 様式24のWeb報告データ

エ 平成18年度公立高等学校入学許可候補者数一覧（様式25の報道発表用資料）

オ 平成18年度学力検査による入学選抜についての意見（様式27）

カ 平成18年度学力検査問題についての意見（国語）（様式28）

キ 平成18年度学力検査問題についての意見（社会）（様式28）

ク 平成18年度学力検査問題についての意見（数学）（様式28）

ケ 平成18年度学力検査問題についての意見（理科）（様式28）

コ 平成18年度学力検査問題についての意見（英語）（様式28）

サ 平成18年度調査書中の教科の評定と学力検査成績の関連（様式29）（以下「文書1」という。）

シ 平成18年度入学許可候補者学力検査成績（様式30）（以下「文書2」という。）

2 本件決定について

実施機関は、平成19年1月11日付けで、特定した対象行政文書のうち上記1(2)アからコまでについて行政文書開示決定を行い、文書1及び文書2（以下あわせて「本件文書」という。）について本件決定を行った。

3 本件文書について

(1) 本件文書は、千葉県公立高等学校入学者選抜の今後の改善の資料とするため、全日制の課程普通科を有する公立高等学校117校から実施機関に提出された文書であり、具体的な構成等は次のとおりである。

ア 文書1は、学校番号、学校名、課程名及び受検者の評定合計値と学力検査得点（以下「学検点」という。）の成績関連表で構成されている。

イ 文書2は、学校番号、学校名、課程名及び学科ごとの入学許可候補者数並びに入学許可候補者の最高点、最低点、学検点合計、5教科得点合計の平均点及び配点合計から構成されている。

(2) 実施機関は、本件文書に記載された情報のうち、文書1の受検者の評定合計値及び学検点の成績関連表並びに文書2の入学許可候補者の最高点、最低点、学検点合計及び5教科得点合計の平均点（以下「本件不開示部分」という。）を条例第8条第6号に該当するとして不開示とした。

4 条例第8条第6号該当性について

実施機関は、本件不開示部分を開示すると、各公立高等学校の序列化が明らかになり、次のとおり入試業務を始めとした事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本件不開示部分は条例第8条第6号に該当すると説明する。

(1) 実施機関では、入学者選抜において過度の受験戦争から生じる弊害を是正、改善

し、学力検査の結果だけで判断せずに、各高校にふさわしい生徒を選抜する趣旨から、入学者選抜方法等の改善を志向してきた。また、入学者選抜の可否は学力検査の結果だけでなく、調査書やその他学校で実施される検査等により総合的に判定している。

本件不開示部分を開示した場合、学力検査の結果及び調査書の合計値がクローズアップされ、入学者選抜の可否があたかも学力検査の結果と調査書の合計値のみによって行われているといった誤解を受検生に与え、県民の間に誤解を生じさせ、入学者選抜の実施目的である総合的な判定を行うこととするこれまでの取組に対して逆行する可能性がある。

- (2) 入学者選抜制度の実施者である実施機関が本件不開示部分を開示した場合、信頼される入学者選抜データとして客観的数値のみがクローズアップされ、各公立高等学校が点数のみにより一面的に評価され、序列化を助長するものといえる。
- (3) 本件不開示部分が具体的な数値として毎年明らかにされると、数値という一面により学校が固定化された評価を受け人気校と不人気校の格差が生じる。この場合、各学校の教育活動を評価し、積極的に参画する志をもって志望校を決定するという本来の姿と離れたものとなり、ある学校では高倍率での入学者選抜により多くの不合格者を出し、別の学校では定員割れを起し入学者選抜自体が意味のないものとなる可能性がある。これは入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすだけでなく、公立高校の存続そのものへの悪影響が懸念される。
- (4) 本件不開示部分を開示することにより、その年の受検生、在校生及びその保護者に対しても与える影響は大きい。特に、低い学検点でも入学できる学校であると認知されると、生徒や保護者の心情を傷つけ、生徒の学習意欲の低下や学校行事への参画意識の低下など高校の教育活動に直接的に悪影響を与える。さらに、就職活動等への影響も懸念される。その結果、生徒の能力を数値のみならず、多面的にとらえ、その可能性を見出し、伸ばさせることにより生きる力の育成に努めることや地域に根ざした特色ある学校づくりなどの実施機関が推進している様々な教育活動の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがある。

5 異議申立ての理由について

- (1) 異議申立人は、各公立学校の序列化や予断、偏見を助長するおそれがないと主張しているが、前記のとおり不開示とした情報を開示すると各公立高等学校の序列化や予断、偏見を助長する。
- (2) 実施機関は、将来の同種の事業又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて、客観的、具体的根拠を検討していない。また、入学者選抜事務と「各高等学校の序列化や予断・偏見」は全く関係ない。各高等学校の序列化はあり、「予断、偏見」もないとはいえないが、入試事務は粛々と何の支障もなく行われており、入学者選抜事務に何の支障も与えないと異議申立人は主張している。

しかし、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは入学者選抜事務に限定したのではなく、それを含んだ学校教育活動全体を示しているの

り、不開示とした情報を開示すると入学者選抜事務だけでなく各学校が取り組んでいる特色ある学校づくりをはじめとする様々な教育活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求の内容及び本件決定については、第3の1(1)及び2のとおりである。

2 本件文書について

本件文書は、第3の3のとおりである。

3 条例第8条第6号該当性について

実施機関は、本件文書に記録された情報のうち本件不開示部分が条例第8条第6号に該当すると説明するので、以下、検討する。

(1) 条例第8条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的なものをイからホまで例示的に掲げ、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

(2) 当審査会で本件文書を見分したところ、本件文書は、全県共通問題により実施された学力検査の受検者の評定合計値と学検点の成績関連表並びに入学許可候補者の最高点、最低点、学検点合計及び5教科得点合計の平均点が記録されており、各高等学校の学力検査の結果等を比較することが容易であることが認められる。

(3) このため、本件不開示部分が開示され、すべての高等学校についての情報が開示された場合、高等学校間における得点順位によるランク付けが容易かつ明確になされることになる。その結果、受検生や保護者をはじめ広く一般県民の間に、入学試験における学検点のみに偏った学校評価がなされることが十分想定される。

また、このような順位付けによる学校評価がなされることにより、下位に位置づけられた高等学校の生徒の心情を傷つけ、勉学等への意欲の低下をもたらすことも予想され、ひいては学校教育活動へのマイナス効果を生じさせるおそれがあるものと考えられる。

(4) さらに、実施機関が現在取り組んでいる、特色ある学校づくりの考え方に基づく生徒の多様な個性、能力、適性等の様々な観点から評価、選考しようとする入学者選抜事務、ひいては特色ある学校づくり自体の推進にも支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。

(5) よって、本件不開示部分を開示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、本件不開示部分は条例

第8条第6号に該当する。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 3. 25	諮問書の受理
20. 5. 29	実施機関の理由説明書の受理
21. 5. 26	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 6. 30	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成21年6月30日現在)